

平成23年6月7日

各 位

更生会社 株式会社武富士  
管 財 人 小 畑 英 一

## 査定・受継申立期限について

管財人が届出債権について「認めない」との認否を行った債権については、届出債権者の皆様から査定又は受継の申立てが平成23年6月13日までになされないと管財人の認否結果どおりに権利が確定することになります。書類に不備があるために「認めない」とされた場合も同様に査定又は受継の申立てが必要ですので、ご注意ください。

詳しくは、「[更生手続に関するご質問](#)」の「債権認否書提出に関するご質問」をご確認下さい。